

令和 8 年 第 2 回

高松市議会定例会議案（Ⅱ）

令和 8 年 3 月 2 日提出

目

次

議案第 39 号	包括外部監査契約の締結について.....	1
議案第 40 号	議決の変更について.....	3

議案第 39 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 3 月 2 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約の始期 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 3 | 契約金額 | 金 10,969,750 円を上限とする額 |
| 4 | 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に一括払 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 高松市片原町 1 1 番地 1
むうぶ片原町 1 1 0 6 号
氏名 野 村 幸太郎
資格 公認会計士 |

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照)

地方自治法（抜粋）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 都道府県

(2) 政令で定める市

第2項～第8項 省略

議案第 40 号

議決の変更について

令和 7 年 6 月 25 日に議会の議決を経た工事請負契約の締結について（サンクリスタル高松大規模改修工事）の一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 3 月 2 日提出

高松市長 大西 秀人

契約金額中「金 1, 479, 500, 000 円」を「金 1, 655, 824, 500 円」に改める。

（提案理由）

サンクリスタル高松大規模改修工事において、その地下部にある蓄熱槽の詳細な調査を行ったところ、その内部の断熱材及び防水層が劣化しており、その程度から早急に当該劣化部分を更新する必要があることが判明したために行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により工事請負契約の一部変更議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法 (抜粋)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。